

令和2年5月22日

事業所および加入者の皆様へ

京都府農協健康保険組合  
(公印省略)

### 緊急事態宣言解除に伴う健保組合の運営について

日頃は、健保組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月16日に緊急事態宣言が全国拡大され、5月4日付けでその期間が延長された緊急事態宣言が、京都府につきましては5月21日付けで解除になりました。

これを踏まえて、当組合としては4月20日から、約1ヶ月間にわたる、特別体制を解除し、5月25日（月）より通常の体制に戻すことといたします。

ただし、人的接触機会削減のため、健保組合窓口における手続き、対応につきましては、今後ともFAX、メール、郵便等でお送りいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

この間、各事業所および加入者の皆様には、なにかとご迷惑、ご不便をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

また、緊急事態の解除宣言がされたとしても、新型コロナウイルスの感染拡大については、予断を許さないことから、引き続き当健保組合としても緊張感をもって事業を運営してまいりたいと考えております。

今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。